

コメント：

今まで、繰延資産として計上していた社債発行差金につきましては今後は繰延資産としては扱わず、改正金融商品会計基準にて扱われることとなったかと思えます。

改正金融商品会計では額面と収入額の差額は社債勘定で調整することになったと思いますが、過去に計上していた社債発行差金の取り扱いの経過措置について不明な点があったため、コメントを差し上げました。

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に経過措置の処理について記載があるため、過去に計上した社債発行差金についてはこの規定が適用されるものと思いますが、（１）過去の社債発行差金をそのまま継続するのか、（２）過去の社債発行差金を社債に振り替えるのか、がはっきり読み取れず、どちらにもとれるような印象を受けました。

4．適用時期（２）の記載について

『本実務対応報告を適用する事業年度の直前の事業年度（以下「適用直前事業年度」という。）の貸借対照表に計上されていた繰延資産の償却に関する会計処理（当該繰延資産の償却額の損益計算書の計上区分に関する事項を除く。）については、適用直前事業年度の会計処理を継続して適用する。』

過去の社債発行差金については、今までどおり、社債発行差金として償却を継続すると読める

4．適用時期（３）の記載について

『なお、適用直前事業年度末において計上されていた社債発行差金に係る貸借対照表の表示については、金融商品会計基準（案）が適用され、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱われることになる。』

金融商品会計基準（案）が適用されることから、過去の差金についても社債に振り替えると読める

「社債発行差金に係る貸借対照表の表示については」、と記載されているので、PL上は（２）の経過措置にしたがって社債発行差金の償却費として計上し、BS上は（３）の記載にしたがって社債に振り替えて表示（繰延資産の部に表示しない）、という扱いをする（PLとBSで異なる処理をする）、ということでしょうか？